

重 要

05 新函第 0062 号 (営企)

令和 5 年 6 月

組合員 各位

新 函 館 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 横道 重人

肥料価格高騰対策事業 (国) の取り進めについて

初夏の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当組合事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格は過去最高水準まで急騰しました。昨年秋ごろから国際市況が下落傾向ではあるものの、前年度の値上げ分を解消できず依然として高値水準が続いている状況にあります。

昨年より報道されておりますとおり、これらの情勢による農業経営への影響を緩和するため、「肥料価格高騰対策事業」が創設されており、この度、事業実施主体となる北海道において申請受付体制が整備されましたので、今後の取り進めについてご案内いたします。

当組合としましては、本事業の実施にあたり各関係機関と連携のもと円滑な事業申請により、早期の支援が行われるよう全力を尽くすとともに、引き続き JA グループ一丸となり肥料、飼料、燃油などの生産資材価格の高騰、高止まりによる生産現場での窮状を訴え、各種支援措置を求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

□事業概要及びスケジュール

肥料価格高騰対策のご案内 (別添パンフレット)

●お問い合わせ先

厚沢部営農センター	☎0139-64-3321	七飯営農センター	☎0138-65-3078
せたな営農センター	☎0137-84-5939	森営農センター	☎01374-2-2386
知内営農センター	☎01392-5-5511	八雲営農センター	☎0137-62-2121
北斗営農センター	☎0138-77-7770		

以 上

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(今年の秋肥と今年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金

=

※「当年の肥料費」は当JAの購買品取扱奨励金(大口奨励)を控除した金額です

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \div \left(\frac{\text{価格上昇率}}{\left(\frac{\text{統計データ}}{\text{を基に決定}} \right)} \right) \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times 0.7$$

(0.9)

1.4

「昨年秋肥」、「本年春肥」及び「通年」のいずれも同じ

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。〕
〔注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

- 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

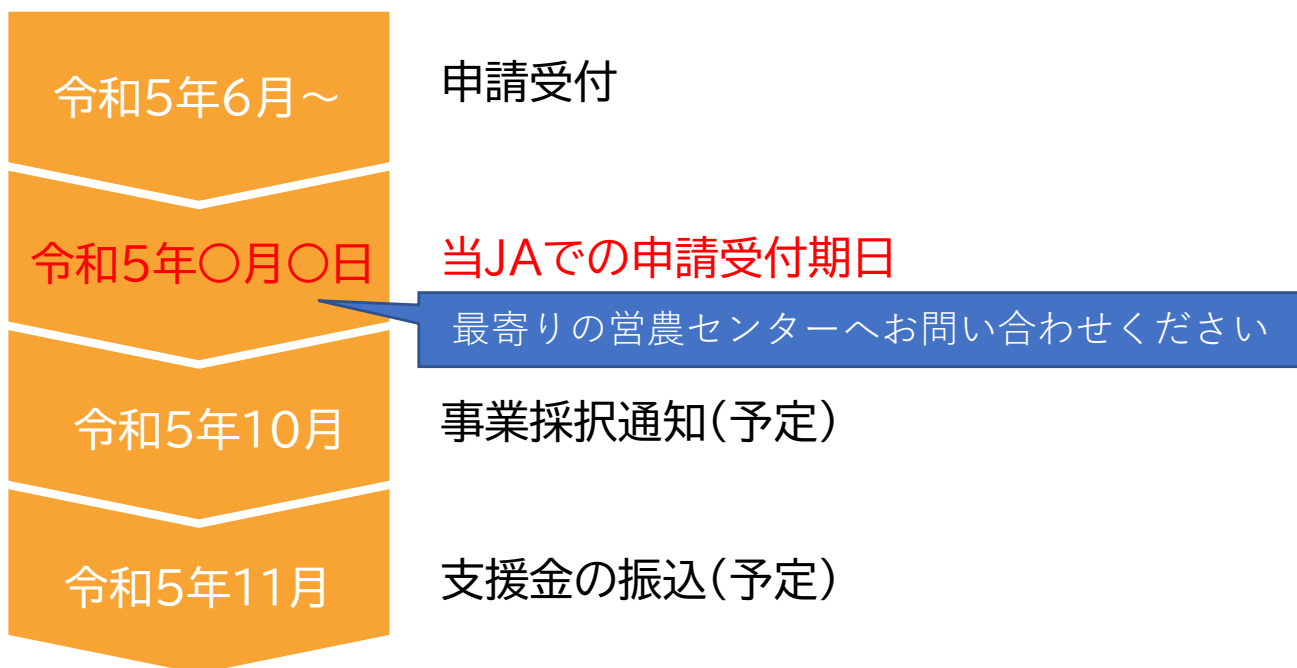


申請方法

当JAで購入された肥料については、当JAが取組実施者として取りまとめいたします。(複数店でご購入されている場合はご相談ください)
当JAのほか各肥料販売店でも受付しておりますので、購入先の肥料販売店にお問い合わせください。

スケジュール

今後のスケジュールは以下のとおりです。



Q&A

問 い



答 え



① 化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により、**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

<p>② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に取り組んでいるものもカウントします。 その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
<p>④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいたければ結構です。 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいたければ結構です。
<p>⑤ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。 肥料を購入した販売店に御相談ください。 <p>※当JAで購入された肥料を当JAで申請する場合は、請求書や領収証等の証憑書類の提出は不要です。</p>
<p>⑥ 支援金はJA以外の金融機関でも受け取れますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> クミカン以外でのお受取を希望する場合は、貯金(預金)口座通帳をご持参ください。なお、当JA以外の金融機関口座をご指定される場合は、振込手数料をご負担(支援金から控除)いただきます。 現金でのお受け取りはできません。



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しておりますので、是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



□お問い合わせ先 新函館農業協同組合

厚沢部営農センター	☎0139-64-3321	七飯営農センター	☎0138-65-3078
せたな営農センター	☎0137-84-5939	森営農センター	☎01374-2-2386
知内営農センター	☎01392-5-5511	八雲営農センター	☎0137-62-2121
北斗営農センター	☎0138-77-7770		